

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十年十一月二十五日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会的養護を担う人材の確保とその質の強化を図ること。
- 二、児童養護施設等で生活する児童のプライバシーが十分に確保できるよう、施設整備の要件について検討すること。

右決議する。